

授業料を支援します～高等学校等就学支援金

【高等学校等就学支援金とは】

都立学校等(都立高等学校、都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部)に在学する生徒を対象に、最大36ヶ月(定時制課程及び通信制課程においては48ヶ月)にわたり、授業料を国が支援する制度です。

支給される就学支援金は、在学する学校が、生徒本人に代わり生徒の授業料として受け取りますので、生徒本人(保護者)に対して、東京都から直接支払われるものではありません。

※高等学校等を卒業又は修了した方は支給対象とはなりません。

【支給額】

支給額は、親権者等の区(市町村)民税所得割額(注1)に応じて決定します。所得制限額を超える場合は支給されません。

※注1 「区(市町村)民税所得割額」とは、前年の所得金額に応じて課税されるものです。

高等学校等就学支援金の詳しいご案内

○東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課

■電話 03(5320)7862

平日 午前9時から午後5時45分まで(祝日・年末年始を除く)

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/scholarship.html>

○文部科学省のホームページに制度を紹介しているリーフレットがあります。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1350167.htm

出典:文部科学省ホームページ

○私立学校の場合は東京都私学就学支援金センターにお問い合わせください。

私立学校に通う場合にも同様の制度があります。詳しくは以下までお問い合わせいただくか東京都生活文化局のホームページをご覧ください。

■東京都私学就学支援金センター

電話 03(5206)7814

平日 午前9時15分から午後5時まで(祝日・年末年始を除く)

■東京都生活文化局のホームページ

<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/shigaku/hogosha/000000639.html>